

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容 根拠法令及び条項		特殊集団住宅の認定 新座市水道事業特殊集団住宅の取扱いに関する特別措置 規程 第4条 前条による申請があつたときは、検針及び徴収事 務を受託するについて必要な調査を行い、業務に支障が ないと認められる場合に限り、特殊集団住宅として認定 するものとする。 2 前項の規定により認定したときは、認定書により申請 者に通知するものとする。
所管部課係名		インフラ整備部水道施設課給水管理係
審 査 基 準	関係条項	新座市水道事業給水条例第5条第3項 (給水装置の新設等の申込み) 第5条 [略] 2 [略] 3 前項の規定にかかわらず、市長が別に定める集団住宅(以下「集団住宅」 という。)の分担金は、1戸につき210,000円に100分の110を乗じて得 た額とする。ただし、各戸にメーターが設置されるときは、メーターの 口径に対応する前項で定める額とする。
	基準 (未設定の場 合はその理由)	新座市水道事業特殊集団住宅の取扱いに関する特別措置 規程第5条及び新座市水道事業受水槽式給水設備に関する 指導要綱において明確かつ具体的に定めている。
	参考事項	
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(令和5年7月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場 合はその理由)	総日数 15日(休日は含まない)
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)